

### 「不当な差別的取り扱い」とは？

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることです。



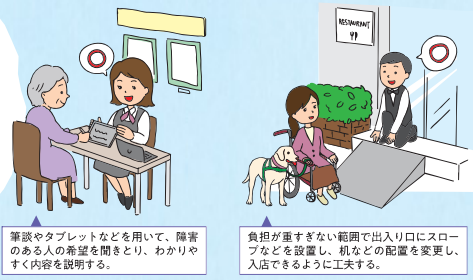
車いすの使用や補助犬の同行を理由に入館を拒否する。

障害を理由にスポーツ体験やカルチャースクールの入会などを断る。

障害のある人に物件を貸すことではないと言っており対応しない。

### 「合理的配慮」とは？

障害のある人から「社会のバリア（設備や制度など）を取り除くために何らかの対応が必要」という意思表示があった場合、負担が重すぎない範囲で合理的な対応をすることです。  
・差別解消法では、民間事業者は努力義務とされていますが、平成30年10月に施行された都条例（東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）では、差別解消の取り組みを一層進めるため、義務化されました。



筆談やタブレットなどを用いて、障害のある人の希望を聞きとり、わかりやすく内容を説明する。

負担が重すぎない範囲で出入口にスロープなどを設置し、机などの配置を変更し、入店できるように工夫する。

障害のある人の求めに応じて、バリアフリー対応物件を探すなど適切に対応する。

**ヘルプマークをご存じですか？**  
ヘルプマークは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方のためのマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようにしたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

# 心のバリアフリー

## ～声かけのわ！を広げよう～

### 障害者差別解消法をご存じですか？

平成28年4月から施行された障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

この法律では、行政機関などや会社・お店などの民間事業者に対して、障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」の禁止と「合理的な配慮」の提供を求めています。

法施行から4年がたちました。障害のある人のことをもっと良く知って、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を築いていきましょう。

問い合わせ 障害者福祉課障害者施策推進担当 (☎5742-6762 Fax3775-2000)

### こんなことで困っています

障害は、生まれた時からある人もいれば、病気や事故、あるいは年をとることによって発生する場合もあり、誰にでも生じる可能性のある身近なものです。また、障害の種類やその人ごとの症状や程度、そしてその人がいる場面や状況ごとに不便さや困難さが違います。周囲の人の理解やサポートがあれば、不便さや困難さを感じずに済むことがあります。  
最近、新型コロナウイルス感染症の影響で声かけやサポートが減っています。



信号が変わったのかわからない。

交通機関の車内アナウンスが聞こえない。

お店で棚の上のほうにある商品に手が届かない。

混雑時など、駅のホームで方向を見失ってしまうことがある。

### こうしてくれると助かります

困っている人を見かけたら、声をかけ、本人の意思を確認しながら、必要なサポートをしましょう。あなたのちょっとした声かけや行動で助かる人がたくさんいます。まずは「何かお困りですか？」「何かお手伝いしましょうか？」と尋ねてください。



困っている人を見かけたら、気軽に声をかけてください。

筆談や手話、コミュニケーションボード、スマートフォンなどで会話をしてくれと助かります。

「取りましょうか？」とものを取ってくださると助かります。

信号待ちの時、「青です。渡れます」「赤です。止まって！」と教えてください。

### 遠隔通訳サービス（みえる通訳）を実施しています

手話や外国語を使う方が区役所の各窓口で相談や手続きに利用できる遠隔通訳サービスです。区役所外にいる通訳スタッフが、タブレット端末のビデオ通話機能を利用して、手話と13か国語を同時通訳します。

問い合わせ 情報推進課情報推進担当 (☎5742-6618 Fax5742-7164)

設置場所	
●区役所	●中小企業センター
本庁舎3階 総合案内受付、障害者福祉課、福祉計画課	商業・ものづくり課   消費者センター
第二庁舎3階 高齢者福祉課、戸籍住民課	●区内各施設
第三庁舎3階 生活福祉課	品川第一地域センター 荏原第五地域センター
本庁舎4階 区民相談課	品川第二地域センター 八潮地域センター
本庁舎4階 税務課、国民健康保険課	大崎第一地域センター 品川保健センター
第二庁舎4階 防災課	大崎第二地域センター 大井保健センター
議会棟4階 区議会事務局	大井第一地域センター 荏原保健センター
本庁舎6階 総務課、住宅課、木造整備推進課、建築課	大井第二地域センター 品川区清掃事務所
第二庁舎6階 地域活動課、文化観光課	大井第三地域センター 教育総合支援センター
第一庁舎6階 オリンピック・パラリンピック準備課	荏原第一地域センター 品川図書館
本庁舎7階 生活衛生課、保健予防課、健康課、子育て応援課	荏原第二地域センター 心身障害者福祉会館
第二庁舎7階 保育課、保育支援課、子ども育成課、学務課	荏原第三地域センター しながわ水族館
総務部分室 人権啓発課	荏原第四地域センター



通訳可能な言語・利用開始時間	
言語	開始時間
手話、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語	午前8時30分
ベトナム語、タイ語、ロシア語、フランス語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、インドネシア語	午前9時

\*は月～金曜日に利用できます

**東京メガイルミ 2020-2021**  
光と馬の屋外アミューズメント「東京メガイルミ」は、大井競馬場を舞台とした競馬のない日の冬季イベント！  
今季は噴水ショーとオーロラがさらにブレイクアップメガイルミならではの癒しのお馬さんも毎日登場します。  
入場者を制限するなど感染症対策も徹底。しながわ区民デーを11/21(土)～11/23(祝)に実施しますので、お楽しみに！

日時/10月24日～3月11日 祝日午後4時30分から午後5時30分～9時30分  
※競馬開催日、1月1日除く。 ※最終入場は午後8時30分。  
場所/大井競馬場(勝島2-1-2)  
料金/日付指定前売券=800円、小学生～高校生400円  
当日券=1,000円、小学生～高校生500円  
※当日券は人数制限により販売しない場合があります。  
※未就学児無料。 ※福祉割引あり。  
◎開催状況など詳しくは東京メガイルミ公式サイトをご覧ください。  
問い合わせ/東京メガイルミ運営事務局 (☎3762-5230) tokyomegallumi.jp/  
文化観光課観光推進係 (☎5742-6913 Fax5742-6893)

### 「わんわんパトロール」用バッグを無料配布しています

品川区では、飼い犬の散歩中に住民の安全・安心を脅かす場面に接した際、110通報を行うことと区内の防犯活動に協力していただく「わんわんパトロール」事業を推進しています。  
ご協力いただける方には、犬の散歩時に使用する「わんわんパトロール」用バッグを無料配布しています。地域活動課生活安全担当が区内動物病院でお申し込みください。  
問い合わせ/地域活動課生活安全担当 (☎5742-6592 Fax5742-6878)

